

平成18年7月25日インターネットでの情報提供	
平成18年7月24日 県政記者クラブ 資料提供	
担 当 者 名	内線番号
総務部行政改革課	2123

## プール資金問題検討委員会の設置について

### 1 設置の趣旨

これまで、原副知事をリーダーとした内部の資金調査チームにより、鋭意調査を進めているところですが、さらに客観的かつ公正・公平な第三者の立場から、検証・調査・提言を頂くために、本日付けで、プール資金問題検討委員会を設置することとしました。

### 2 構成

委員長 幅 隆彦 弁護士

昭和31年生まれ(50歳)  
 昭和61年 弁護士登録  
 平成10年～現在 (株)整理回収機構(平成11年3月までは(株)整理回収銀行)  
 協力弁護士  
 幅法律事務所(岐阜市上竹町21番地)

委員 山田貞夫 弁護士

昭和29年生まれ(52歳)  
 昭和56年 裁判官任官(名古屋地裁)  
 平成18年 裁判官退官(岐阜地方裁判所・家庭裁判所 大垣支部支部長)  
 弁護士登録  
 山田貞夫法律事務所(岐阜市美江寺町2丁目1番地 蚕糸会館3階)

委員 芝 英則 弁護士

昭和48年生まれ(33歳)  
 平成15年 弁護士登録  
 川島和男法律事務所(岐阜市常磐町23番地)

### 3 役割

プール資金問題検討委員会には、以下の役割を担って頂くこととしています。

資金調査チームが行ってきた調査の方法、内容等について、逐次検証を行う。

プール資金及びその原因となった不適正経理について、実態の解明を行うために必要な独自の調査（関係者のヒアリング等）を行う。

県に対し、本問題への対処のあり方及び再発防止のための提言を行う。

### 4 スケジュール

資金調査チームによる調査は8月上旬頃まで行うこととしておりますが、この間、プール資金問題検討委員会にその検証を逐次お願いするとともに、さらに必要な独自の調査を実施して頂きます。

その調査結果、本問題への対処のあり方及び再発防止のための提言は、8月下旬を目途に、まとめて頂く予定にしています。